

令和5年12月  
定例教育委員会会議

会議録

令和5年12月26日開催

# 会 議 録

開催日時	令和5年12月26日（火）			午後2時	開会	
				午後3時 8分	閉会	
場 所	旭川市教育委員会 教育委員会室					
出席者	教育長 及び委員	教育長 野崎 幸宏, <small>教育長職務代理者</small> 本田 哲嗣, 委員 近藤 美保 委員 山崎 與吉, 委員 坂田 葉子				
	事務局	説明員	学校教育部長	品田 幸利	社会教育部長	佐藤 弘康
			学校教育部次長	石原 伸広	社会教育部次長	吉田 哲也
			学校教育部次長	眞田 眞	社会教育部次長	主藤 肇
	適正配置担当課長	今 多生				
	教職員課長	佐藤 文泰				
	教育政策課主幹	田村 貴史				
	事務局 職員	教育政策課主査	道下 眞紀			
		同	朝倉 裕幸			
傍 聴 者	0人					
公開・非公開の別	一部非公開					
会 議 次 第	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開会</li> <li>2 会議録署名委員</li> <li>3 前回会議録</li> <li>4 審議事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・議案第1号 令和6年度教育行政方針の策定方針について</li> <li>・議案第2号 旭川市立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について</li> <li>・議案第3号 旭川市科学館アテンダント業務プロポーザル審査会委員の委嘱について</li> <li>・報告第1号 学校運営協議会委員の任命（臨時代理）について</li> <li>・報告第2号 旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について</li> <li>・報告第3号 旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について</li> <li>・報告第4号 旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について</li> </ul> </li> <li>5 報告事項 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 令和5年度のいじめの認知件数等について</li> <li>(2) 学校の統廃合について</li> </ol> </li> <li>6 その他</li> <li>7 閉会</li> </ol>					

審 議 内 容	
発 言 者	発 言 要 旨
教 育 長	<p>《 開 会 》</p> <p>ただいまから、令和5年12月定例教育委員会会議を開会いたします。</p> <p>《会議録署名委員》</p>
教 育 長	<p>本日の会議録署名委員は、近藤委員、坂田委員を指名します。</p> <p>《 前回会議録 》</p>
教 育 長	<p>会議録ですが、令和5年9月定例教育委員会会議（令和5年9月8日開催）については、既にお手元に配付されておりますが、これらの内容について、御意見はありますか。</p>
各 委 員	<p>ありません。</p>
各 教 育 長	<p>御意見がありませんので、これを承認することで御異議ありませんか。</p>
各 委 員	<p>異議ありません。</p>
各 教 育 長	<p>「異議なし。」と認め、令和5年9月定例教育委員会会議の会議録については、承認することといたします。</p> <p>なお、令和5年10月定例会及び11月定例会の会議録については、現在調製中でございますので、調製後、承認するというところでよろしいですか。</p>
各 委 員	<p>異議ありません。</p>
各 教 育 長	<p>「異議なし。」と認め、令和5年10月定例会及び11月定例会の会議録については、調製後、承認することといたします。</p> <p>《 審 議 事 項 》</p>
教 育 長	<p>それでは、審議事項に入ります。</p> <p>議案第1号「令和6年度教育行政方針の策定方針について」、議案第3号「旭川市科学館アテンダント業務プロポーザル審査会委員の委嘱について」、報告第1号「学校運営協議会委員の任命（臨時代理）について」、報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について」、報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、報告第4号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」及び報告事項（2）「学校の統廃合について」は、その性質上、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により秘密会といたしたいと思っておりますが、いかがですか。</p>
各 委 員	<p>異議ありません。</p>
各 教 育 長	<p>「異議なし。」と認め、議案第1号、議案第3号、報告第1号、報告第2号、報告第3号、報告第4号及び報告事項（2）については、秘密会とし、他の議案等の後に審議することといたします。</p>
各 委 員	<p>議案第2号「旭川市立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」、説明願います。</p>
石原学校教育部次長	<p>本件につきましては、昨今の猛暑の影響を考慮し、気候の変化に応じ、夏季休業日を従来よりも長く設定するなど、柔軟な学校運営を行うために、休業日に関する規定の改正を行うものです。</p> <p>まず、夏季休業日及び冬季休業日の総日数をこれまでは50日以内とし</p>

			ておりましたが、56日以内に拡大するものです。
			次に、夏季休業日と冬季休業日で定めていた「引き続き25日以内」の規定について、「校長が定める期間」と改め、これまでも総日数の範囲内で休業日を調整できる弾力的な取扱いも規定しておりましたが、総日数の範囲内で設定できることを明確にするものです。
			なお、北海道立学校においても、同様の改正を行っております。
			施行日は、令和6年4月1日としております。
教 各 教	育 委 育	長 員 長	本案について、御意見、御質問等がありますか。
			ありません。
			それでは、議案第2号「旭川市立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。
各 教	委 育	員 長	異議ありません。
			「異議なし。」と認め、議案第2号については、原案どおり決定します。
			《 報告事項 》
教 育		長	それでは、報告事項に入ります。
			報告事項(1)「令和5年度のいじめの認知件数等について」、報告願います。
眞田学校教育部次長			本件は、令和5年度のいじめの認知件数及び解消件数について報告するものです。令和5年11月末現在、本市のいじめの認知件数は小学校3,674件、中学校597件、合わせて4,271件となっており、前年同月末比約3.4倍となっております。また、いじめの解消件数につきましては、小学校1,729件、中学校273件、合わせて2,002件となっております。
			いじめが解消しているとは、「いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続している」、「いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていない」の2つの要件が満たされている状態をいいます。この相当の期間とは3か月が目安となります。
			今後も、学校・教育委員会・いじめ防止対策推進部が一体となり、いじめの防止等のための対策を推進してまいります。なお、11月末現在のいじめの認知件数及び解消件数については、ホームページにおいて公表しております。
教 本 田	育 委 員	長 員	本案について、御意見、御質問等がありますか。
			認知件数は前年同月末比約3.4倍ということですが、解消件数の前年同月末比を教えてください。
眞田学校教育部次長			令和4年11月末現在で、解消件数の前年同月末比は約3.7倍となっております。
坂 田	委 員		事案によって分類はされているのですか。
眞田学校教育部次長			今年度から全ての事案を報告する全件報告という取組を行っておりますが、重大化になるおそれがある事案を困難ケースとして位置付け、報告することとなっております。
本 田	委 員		小学校と中学校の連携は非常に大事なものだと思います。単に、引継ぎ書類を渡すだけでなく、小学校での指導の経緯やいじめは解消しているのかなどを各校区において、綿密に連携を取るよう促していただきたいと思います。特に、中学校に進学後の1年生の1学期は、生徒も教師も保護者も不安が続く傾向がありましたので、その生徒の不安を解消し、中学校生活を有意義に過ごすことができるように、しっかりと引継ぎを行っていただきたいと思います。
眞田学校教育部次長			御指摘のとおりいじめが解消している、していないに関わらず、小学校での事案をしっかりと中学校に引き継ぐことは大変重要なことだと考えております。令和4年度から令和5年度にかけての引継ぎにつきましては、

教 各 教	育 委 育	長 員 長	<p>市教委で引継ぎ書類の様式を作成し，それを基に小学校から進学先の中学校に引継ぎを行っているところですが，事案によっては，引継ぎ書類だけではなく，学校間で綿密に連携を取るよう促してまいります。</p> <p>他に御意見，御質問等がありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>それでは，報告事項（１）「令和５年度のいじめの認知件数等について」は，報告を受けたこととします。</p>
教 各 事	育 委 務	長 員 局	<p>《 そ の 他 》</p> <p>他に，何かありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>ありません。</p> <p>《 秘 密 会 》</p>
教	育	長	<p>ここからは，秘密会といたします。</p> <p>ここで皆さんにお諮りいたします。</p> <p>議案第３号「旭川市科学館アテンダント業務プロポーザル審査会委員の委嘱について」，報告第１号「学校運営協議会委員の任命（臨時代理）について」，報告第２号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について」，報告第３号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」及び報告第４号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」ですが，旭川市教育委員会会議規則のとおり，会議録には概要を記載することといたしたいと思っておりますが，いかがですか。</p>
各 教	委 育	員 長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め，議案第３号，報告第１号，報告第２号，報告第３号及び報告第４号については，会議録には概要を記載することといたします。</p> <p>議案第１号「令和６年度教育行政方針の策定方針について」，説明願います。</p>
田村教育政策課主幹			<p>令和６年度教育行政方針の基本的な考え方につきましては，令和６年度の教育行政執行に当たっての所信や，教育の現状と課題認識を示し，その上で旭川市の教育をどのように行うかという意思を表すこととしております。</p> <p>基本方針につきましては，昨年度同様に，旭川市教育大綱（改訂版）の基本方針でもある「主体的に学び力強く未来を拓く人づくり」にしたいと考えております。</p> <p>重点的な取組につきましては，学校教育においては，第２期旭川市学校教育基本計画の３つの基本目標を重点的な取組とし，社会教育においては，旭川市社会教育基本計画の５つの基本目標を重点的な取組とし，それぞれ令和６年度に特に推進する事業を記載したいと考えております。</p> <p>その他につきましては，市政方針と内容が重複しないよう，市長部局の政策調整課と協議することを記載しています。</p> <p>次に，令和６年度教育行政方針の策定に当たりましては，教育の現状について，教育の動向や本市の教育，社会情勢・今日的な教育課題，議会で質問があった項目の視点から整理するとともに，それらを踏まえて課題認識を示しております。</p> <p>次に，令和６年度教育行政方針骨子（案）につきましては，教育の現状や課題認識のほか，次年度の予算，市長公約との関連などを踏まえ，現時点での学校教育部及び社会教育部の重点的な取組や事業を構造的に示したものであります。今後はこれらを踏まえて，教育行政方針の具体的な策定</p>

に当たってまいります。

次に、令和6年度教育行政方針の策定日程（案）につきましては、今後、骨子案を基に、教育行政方針（案）を作成し、教育委員の皆様には、1月中旬に教育行政方針（案）を配付する予定です。その後、1月下旬に教育委員会協議会で御協議いただくとともに、2月上旬まで教育委員の皆様から御意見を頂く予定です。そして、2月定例教育委員会会議において、教育行政方針の最終案について御審議いただき、2月下旬の旭川市議会令和6年第1回定例会の本会議での教育行政方針演説につなげていきたいと考えております。

教育行政方針の策定までに、教育委員の皆様の御意見を頂く機会が、何度かございますが、会議以外でも必要に応じて御意見を頂ければと考えております。

教 育 長  
各 委 員  
教 育 員  
各 委 員  
長

本案について、御意見、御質問等がありますか。

ありません。

それでは、議案第1号「令和6年度教育行政方針の策定方針について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。

異議ありません。

「異議なし。」と認め、議案第1号については、原案どおり決定します。

<議案第3号「旭川市科学館アテンダント業務プロポーザル審査会委員の委嘱について」>

令和5年12月27日から受託者が決定される日までを任期とする旭川市科学館アテンダント業務プロポーザル審査会委員を委嘱することについて説明があり、審議の結果、原案どおりこれを決定した。

<報告第1号「学校運営協議会委員の任命（臨時代理）について」>

令和5年12月6日から令和6年3月31日までを任期とする学校運営協議会委員を任命することについて、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。

<報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について」>

令和5年11月20日から同年12月7日付けまでの旭川市教育委員会事務局職員の分限処分について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。

<報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」>

令和5年11月1日付けの旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。

<報告第4号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」>

令和5年11月10日から同年12月1日付けまでの北海道教育委員会に対し行った旭川市立小中学校教職員人事の内申について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。

教 育 長  
適正配置担当課長

次に、報告事項（2）「学校の統廃合について」、報告願います。

嵐山小中学校について、保護者及び地域の理解を得て、統廃合を進めていくこととしましたので、御報告いたします。

嵐山小中学校は、令和6年度及び令和7年度は新入生がなく、今年度の児童生徒数は、小学校が2人、中学校が5人、合わせて7人となっています。旭川市立小・中学校適正配置計画において、統廃合対象校として位置

<p>教 育 長 坂 田 委 員 適正配置担当課長 坂 田 委 員 適正配置担当課長 教 育 長 各 委 員 教 育 長</p>	<p>付けていることから、これまで統廃合に向けて取組を進めてまいりました。 今年度に入り、地域の意向を確認するため、各戸を訪問し、統廃合に関する調査を実施したところ、統廃合につきましておおむね御理解いただきました。また、保護者とも個別に面談を行い、理解を得られたことから、保護者及び地域の合意が得られたものと判断し、令和6年度末での統廃合に向けて手続きを進めていくことについて、現在地域説明を行っているところです。中には反対意見をお持ちの方も数名いらっしゃることから、丁寧に説明し、御理解いただけるよう努めてまいります。</p> <p>本案について、御意見、御質問等がありますか。 廃校後はどの学校に統合される予定ですか。 忠和小学校及び忠和中学校に統合する予定です。 通学するには遠く感じます。 統廃合するに当たり、通学支援も含めて取組を進めております。</p> <p>他に御意見、御質問等がありますか。 ありません。 それでは、報告事項（2）「学校の統廃合について」は、報告を受けたこととします。</p>
<p>教 育 長 各 委 員 事 務 局 教 育 長</p>	<p>《 そ の 他 》</p> <p>他に、何かありますか。 ありません。 ありません。 それでは、以上で令和5年12月定例教育委員会会議を終了いたします。</p>
	<p>《 閉 会 》</p>